義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化について
- (1)公立学校施設は学習・生活の場であるとともに、災害発生時の避難場所としての役割を果たすことから、耐震化事業を計画的に推進するため、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

なお、耐震化のための改築事業についても、確実に採択されるよう、十 分な財源を確保すること。

また、速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

(2)公立学校施設について、都市自治体が新増築・老朽化対策等を計画的に 推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図る こと。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うとともに、 速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

また、学校規模適正化に伴う統廃合に当たっては、施設整備等について、 財政措置の拡充を図ること。

(3) 学習環境の改善のため、空調設備やトイレ等の学校施設の整備に対する 国庫補助事業について、必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大 や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。

また、学校給食施設についても、多くの市町村が更新時期を迎えることから、十分な財政措置を講じること。

- 2. 分権型教育の推進について
- (1)公立小中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せ

て都市自治体に移譲すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。

4. 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制を確立すること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別 支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等 について、十分な財政措置を講じること。

加えて、地方単独事業として配置している補助員等に対する財政措置を講じること。

- 5. 子どもの貧困対策等の推進について
- (1) 幼稚園就園奨励費については、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

また、幼児教育の無償化の実現に当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。

(2)経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の創設と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の対象拡充を図ること。

また、大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍するなど、人材定着にも資する奨学金制度とすること。